

説明資料②

(保険募集の委託の在り方)

平成 23 年 11 月 11 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室

保険募集の再委託を可能とする場合に講ずべき措置について

- グループ内の保険会社を通じた保険募集の再委託は、グループ内における業務の効率化のみならず、人的資源が豊富な保険会社が保険募集人の管理をすることによって、保険募集人に対する教育・管理の質の向上も期待して行われるものと考えられる。
- 一方で、現行の業務代理においても、委託者たる保険会社が、その代理店である親会社が受け付けた苦情について、苦情対応の経緯について報告させるにとどまり、募集時の顧客対応状況については報告を求めず、不適切募集が行われなかったかの確認を怠っていたとの検査指摘も見られるところである。

※保険会社（A社）が他の保険会社（B社）の委託を受けて保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介）を行うことは、平成13年4月より可能とされている。したがって、代理店を使わずA社の営業職員がB社の商品を販売することは現行法上も可能（認可が必要であるが、11月24日より同一グループ内で行われる場合には、届出により可能となる。）であり、実際にも、一定程度行われている。

- このような事例に鑑みれば、グループ内の保険会社を通じた保険募集の再委託であっても、再委託を行うに際し、委託者、再委託者それぞれにおいて、再受託者における適正な保険募集を確保するための態勢が構築されているか、あらかじめ確認されていることが必要である。
- したがって、保険会社がグループ内の他の保険会社の再委託を伴う保険募集を行うことについては、行政庁の認可※を要件とすることが適当と考えられる。

※再委託の内容に重要な変更（新種の保険商品の追加等）があった場合には、改めて認可を得る必要があると考えられる。

○ 認可に際しては、以下のような点について確認する必要があるのではないか。

➤ 委託者（所属保険会社）における保険募集人の管理態勢

- ・ 保険募集に係る方針（再委託者に求める資格・能力を含む。）を策定し、当該方針に沿って再委託の許諾を与える態勢が構築されているか。
- ・ 再受託者の業務の実施状況や再委託者が行う再受託者に対する教育・管理の実施状況について、定期的に確認すること等により、必要に応じて当該業務の改善を求めることができる態勢が構築されているか。
- ・ 再受託者が委託者の保険募集を行う者として不相当と認められる場合に、再委託契約の変更又は解除を求めることが可能となっているか。

➤ 再委託者における保険募集人の管理態勢

- ・ 委託者の方針を踏まえた再受託者の選定を行う態勢が構築されているか。
- ・ 再受託者を適切に管理する態勢が構築されているか（再委託業務に係る十分な知識及び経験を有する人材が確保されているか、営業推進については委託者の方針を踏まえて行われる態勢となっているか等）。

※再委託先（再受託者）を再委託者の代理店に限定する場合には、当該再受託者に対しては、再委託者自らの代理店としても管理が行われる。